

告 示

埼玉県告示第九百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

大川家具鶴ヶ島店

埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木字青棚千三 外

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 総収容台数 二五台

（変更後）位置 図面省略 総収容台数 二五台

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 総容量 二八立方メートル

（変更後）位置 図面省略 総容量 三三立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後八時

（変更後）午前十時から午後八時 一部午前零時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後八時三十分

（変更後）午前零時から翌午前零時

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午後一時から午後二時

（変更後）午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

令和六年五月一日 外

ニ 届出年月日

令和五年八月三十一日

二 縦覧期間

令和五年九月十二日から令和六年一月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年九月十二日から令和六年一月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課